◎新潟県告示第1483号

建築士法（昭和25年法律第202号）第26条第２項の規定により、次のとおり処分した。

平成24年12月18日

新潟県知事　　泉　田　　裕　彦

１　処分をした年月日

平成24年12月３日

２　処分をした建築士事務所の名称及び所在地

東日本ハウス株式会社新潟支店

新潟市中央区東出来島18-14

３　開設者の名称及び代表者の氏名

東日本ハウス株式会社

代表取締役社長　成田和幸

４　一級建築士事務所、二級建築士事務所又は木造建築士事務所の別

一級建築士事務所

５　登録番号

（ニ）第2848号

６　処分の内容

平成25年１月１日から建築士事務所の閉鎖２月

７　処分の原因となった事実

管理建築士である佐藤輝明が国土交通大臣から業務停止２月の懲戒処分を受けた。